

令和7年度川崎市優良建築設計者表彰

募集要項

令和7年8月

主 催 川崎市
事務局 川崎市まちづくり局総務部庶務課

1 川崎市優良建築設計者表彰の趣旨

川崎市は、平成28（2016）年3月に策定した「川崎市総合計画」に基づき、めざす都市像である「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向けて、全力で取り組んでおり、現在、具体的な取組を示す第3期実行計画に基づき、一步一步、着実に、目の前の課題に取り組むとともに、市民の皆様にも御参加いただきながら、市民生活の豊かさを深めるためのしくみづくりにも積極的にチャレンジしているところです。

川崎市のまちづくりを実施するために、都市の課題解決に取り組み、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させる先進的な取組を行っている設計者及び団体を表彰し、他の模範となり、本市における設計者の創造力、技術及び意欲の向上を目指しています。

2 川崎市優良建築設計者表彰の概要

「川崎市優良建築設計者表彰」は、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させる設計者等が中心となった先進的な取組を奨励・普及するため、関係団体の協力の下、川崎市が表彰する制度です。

受賞者については、表彰させていただくとともに、川崎市のホームページ等において広く紹介させていただきます。

3 募集対象

川崎市内の設計事務所等が「4 表彰の基準」に掲げる川崎市内の民間に対して行った業務で、令和4年4月1日から令和7年3月31日までに当該業務（発注者と契約をしたもの）が完了したもので、建築設計等を業務とする者の市内の団体（川崎市建築設計事務所協会、川崎市建築家の会、神奈川県建築士会川崎支部、川崎建設業協会その他これらに類する団体（以下、団体という。））の長が、優良であり他の模範となると判断し、推薦するものを募集します。なお、募集するものについては、発注者等の了承を得ていただきます。

4 表彰の基準

以下の業務のいずれかについて、他の模範となる優れた取組を行っている設計事務所等に対して表彰状を授与して表彰します。（以下の業務に対し、市の計画や方針が定められている地区、基準及び条例等に対し、その業務において配慮した内容を具体的に記載してください。）

(1) 「誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備」に向けた取組として川崎市内の建築物等の質の向上や既存建築物の利活用を実施した業務

（これらの取組に対し、質の向上や既存建築物の利活用など、効果がわかるもの。）

(2) 「まち全体の総合的な耐震化の推進」に向けた取組として川崎市内の建築物等の耐震化の推進を実施（建替えのみのものは除く）した業務

（建築物の耐震改修の促進に関する法律において耐震性が確保されている旨の認定を受けていること。）

- (3) 「安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進」に向けた取組として川崎市内の建築物等に木材利用や建築物等の脱炭素化の推進を実施した業務
(これらの取り組みに対し、木材の原産地や使用量、脱炭素化に対しての項目における具体的な削減量、C A S B E E川崎の評価など、効果がわかるもの。)
- (4) 「地域の主体的な街なみ形成の推進」に向けた取組として川崎市内の建築物等の景観づくりの推進を実施した業務 (原則として川崎市都市景観条例に適合していること。)
- (5) 「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」に向けた取組として川崎市内の建築物等にユニバーサルデザインを実施した業務
(原則として川崎市福祉のまちづくり条例に適合していること。)

5 表彰の対象者

川崎市内に事務所のある設計事務所及び事務所登録している建設会社等に所属するもので、本市における設計者の模範となる設計者及び団体を表彰の対象者とします。

6 募集期間

令和7年9月1日(月)～令和7年10月31日(金)

7 審査

応募資料をもとに、川崎市優良建築設計者表彰審査委員会(以下「委員会」という。)による審査を行った上で、選定いたします。また、委員会による審査の過程において、応募者よりプレゼンテーションを求めることがあります。

8 応募手続き

(1) 応募方法

「4 表彰の基準」の5つの業務に該当するもので、団体からの推薦を受けることが必須となっており、応募者(推薦者)は、川崎市まちづくり局総務部庶務課に推薦を希望する旨を伝え、事務局の指示に従い、応募提出書類等を提出してください。

(2) 応募提出書類等

以下の書類を提出してください。

- (必須) 必要な書類をそれぞれ必要部数コピーしたもの及びこれらの書類データが保存された電子媒体。また、様式3については、撮影者、被写体の許可が得られていて、川崎市がホームページ等で公表してもよいものを提出してください。
- ・ 応募用紙一式【様式1】・・・書類1部(カラーのものは、カラー印刷をお願いします。)
- ・ 候補者に関する基本情報書【様式2】・・・書類1部
- ・ 業務発注者の同意書【様式3】
- ・ 様式1～3が保存されたCD-R等・・・1枚(応募様式に用いた写真をJPEGファイルで同封し、記名してください。)

・法律等に適合していることが確認できる書類（例 確認済証、検査済証、その他）
（本市の計画や方針が定められている条例等に対し、その業務において配慮した内容を具体的に記載してください。）

その他、業務内容や成果等が分かる補足資料（パンフレット等）を提出することができます。（記名をお願いします。）

（３）提出方法

応募者（推薦者）は、まちづくり局総務部庶務課担当者との協議が整った後、上記所定の応募提出書類に必要事項を記入し、書類を用意して、ＣＤ－Ｒ等とともに、川崎市まちづくり局総務部庶務課担当者に持参し、提出してください。

様式１～３については、<https://logoform.jp/form/FUQz/191787> にて提出できます。

（４）注意事項

- 提出いただいた資料等は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- 必要に応じて、電話等による資料の追加等をお願いする場合があります。
- 申請等に必要な費用については、全てお支払いすることができませんので、あらかじめ御了承ください。
- 審査結果の連絡については、１２月下旬ころを予定しております。
- 審査に関する問い合わせや審査結果に対する異議申立には応じられません。
- 応募いただいた取組内容等を、新聞、インターネット等で公表する場合があります。また、表彰された者等については、取組紹介やマスコミからの取材等にご協力をお願いすることがあります。

（５）個人情報の取扱

応募者の個人情報は、審査及び運営に必要な範囲内で利用し、第三者へ提供することはありません。応募者の同意なく、利用目的を越えて利用することはありません。

（６）スケジュール

応募受付開始 令和７年 ９月 １日（月）

応募受付締切 令和７年１０月３１日（金）

委員会による審査 令和７年１２月下旬予定

表彰 令和８年１月下旬予定

※予定日は、決定しましたら応募者へ連絡します。

９ 表彰式

川崎市優良建築設計者表彰審査委員会委員長から表彰状と記念品を授与します。

日時 令和８年１月下旬予定

※表彰対象者等に対して詳細を連絡します。

10 応募受付及び問い合わせ

川崎市まちづくり局総務部庶務課（技術監理担当） 伊藤・北野

電話 044-200-2952

FAX 044-200-3967

メールアドレス 50syomu@city.kawasaki.jp

受付時間 土日祝日を除いた、9時00分から17時00分とします。

なお、12時00分から13時00分は除かせていただきます。